

京都府公立学校退職教員教育サポートシステム設置要項

1 設置の目的

意欲ある退職教員の優れた能力を活用し、教員の人材育成、児童生徒への指導の充実、地域や家庭の教育力向上等を図り、公教育を一層推進するため、京都府公立学校退職教員教育サポートシステム（以下「サポートシステム」という。）を設置する。

2 対象業務

サポートシステムにおいては、次の業務を取り扱うものとする。

- (1) 学校教育又は社会教育の分野での活躍を希望する者の登録
- (2) 登録された情報の管理
- (3) 退職教員の優れた能力の活用を希望する事業実施機関への人材の紹介
- (4) その他退職教員の優れた能力の活用

3 管理運営等

- (1) サポートシステムの管理運営のために事務局を設置し、サポートシステム全般の事務処理を統括するものとする。
- (2) 府教育庁管理部教職員人事課が、当該事務局の業務を担当する。
- (3) 各教育局は、サポートシステムの実施機関として、必要な業務を担当する。

4 登録対象者

府立及び市町（組合）立（京都市立を除く。以下同じ。）の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の教員等（校長、首席副校長、副校長、教頭、総括主事、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭、実習助手又は寄宿舎指導員）を退職した者（当該年度末に退職予定の者を含む。）のうち、登録しようとする年度の年度末年齢が65歳未満である者を登録対象者とする。

5 登録の方法及び時期

別に定める。

6 登録情報の取扱い

サポートシステムには、登録対象者から提出のあった登録票の記載事項を登録するものとし、事務局と各教育局とが登録情報を共有し、管理するものとする。

なお、登録者から内容の変更及び抹消の届け出があった場合は、すみやかに登録情報を変更・抹消するものとする。

7 サポートシステム活用対象事業

サポートシステムの活用対象事業等は、当該年度に府教育委員会が実施する事業等の中から別途定める。

8 登録者の照会と紹介

登録者の能力を活用したい事業所管課等（以下「事業課」という。）は、事務局に必要な照会を行うものとし、照会を受けた事務局は、人材の有無を確認した上で、該当者を事業課に紹介するものとする。

9 登録者の活用

8により、紹介を受けた事業課は、直接、該当者に連絡をとり、事業の内容及び勤務条件等を説明し、登録者の同意を得た上で、事業への任用を行うものとする。

10 活用に関する報告

事業課は、紹介された人材に係る次の事項について、速やかに事務局に報告するものとする。

- (1) 活用することの存否
- (2) 活用することが決定した場合、活用の期間
- (3) 活用の終了（予定）日

11 市町（組合）教育委員会への紹介

事務局又は教育局は、市町（組合）教育委員会から登録者の紹介依頼があった場合、必要に応じて人材を紹介することがある。

12 その他

その他サポートシステムに関し、必要な事項は別に定める。